

愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務に係る
簡易公募型プロポーザルの実施について

愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務を行うに当たり、簡易公募型プロポーザルにより業務を委託する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

新居浜市及び西条市の名において
新居浜・西条地区広域行政圏協議会
会長 石川 勝 行

1 業務の概要

- (1) 業務名 愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務
- (2) 業務内容 別紙「愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月27日まで
- (4) 提案上限額 16,040,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 事業担当

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部総合政策課

新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局

電話 0897-65-1210 (直通)

FAX 0897-65-1216

E-mail seisaku@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、新居浜市、西条市及び四国中央市（以下「各構成市」という。）において、競争入札参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定の要件に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の時点において、愛媛県及び各構成市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を行っている者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないと認められること。
- (6) 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が発注する廃棄物処理の広域化若しくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務を元請として平成24年度以降に完了した実績が1件以上あること。
- (7) 業務の実施に際し、いずれも1年以上直接雇用している次の条件を満たす者を配置すること。なお、照査技術者となる者は、管理技術者及び主担当技術者との兼任を認めない。

ア 管理技術者（主任技術者）

技術士（総合技術監理部門-衛生工学又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有し、かつ、平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化若しくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の業務実績を有すること。

イ 照査技術者

平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化若しくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の業務実績を有すること。

ウ 主担当技術者

平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化若しくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画業務の業務実績を有すること。

4 参加表明書（参加資格確認書類）の提出

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 添付書類（（様式3）、（様式4）、（様式5）、（様式6）及び（様式7））

ウ 添付書類の記載内容を証明する書類

（2）提出部数 ア及びウは1部、イは10部

（3）提出期間 公告日から令和4年5月20日（金）17時15分まで（必着）

（4）提出先 2の事業担当

（5）提出方法 持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

5 参加資格確認結果の通知

令和4年5月26日（木）までに事業担当から簡易公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書により通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布

新居浜・西条地区広域行政圏協議会事務局（新居浜市企画部総合政策課）のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）できがす」→「企画部」→「総合政策課」画面を展開し、「新居浜・西条地区広域行政圏協議会」に掲載の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

（1）配布期間 公告日から令和4年5月20日（金）までの閉庁日を除く8時30分

から 17 時 15 分までの執務時間内

(2) 配布場所 2 の事業担当

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届 (様式 2)

イ 添付書類 (企画提案書及び自由提案)

ウ 添付書類 (見積書 (様式 10))

(2) 部数

ア及びウは 1 部、イは 10 部

(3) 提出期限 令和 4 年 6 月 17 日 (金) 17 時 15 分まで (必着)

(4) 提出先 2 の事業担当

(5) 提出方法 持参 (閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間内)

又は郵送 (書留郵便に限る。) によること。

8 優先交渉権者の選定

企画提案書等の審査は、愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務事業者選定プロポーザル審査委員会 (以下「委員会」という。) において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、「愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務に係る受託業者の公募について」に基づき、総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

ただし、参加表明書提出者が多数のときは、委員会において、1 次審査を行い、その得点の上位の者に企画提案書の提出を求め、優先交渉権者を選定する場合がある。

9 その他

(1) 優先交渉権者を選定後、各構成市との協議を経て業務委託の契約締結を行う。

(2) 企画提案関係書類その他の関係書類作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

(3) その他詳細については、「愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可

能性調査業務に係る受託業者の公募について」及び「愛媛県東予東部ごみ処理施設
広域化・集約化の実現可能性調査業務 企画提案書作成要領」の定めるところによ
る。